

「美濃加茂市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について」に関する意見募集結果

1 目的

「美濃加茂市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)市では、平成21年度策定の「美濃加茂市新型インフルエンザ対策行動計画」を、コロナ禍を経て見直します。新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第31号第31号)第8条の規定に基づき、次なる感染症危機に備えるために、令和8年6月末を目途に行動計画を改訂いたします。今回、「美濃加茂市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)」について、広く市民の皆様のご意見を募集しました。

2 実施期間

令和8年3月9日(月)～ 令和8年3月29日(日)

3 周知方法

- (1)広報みのかも(3月号)に『パブリックコメント 皆様のご意見を募集します』と題して、パブリックコメントの実施について掲載
- (2)美濃加茂市ホームページに、「美濃加茂市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)」に関するパブリックコメント(意見募集)の実施について』と題して、パブリックコメントの実施について掲載
- (3)美濃加茂市健康こども部健康課にて「美濃加茂市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)」の閲覧を実施

4 意見の提出結果

- *意見提出者数 2人
- *意見提出件数 12分野 28件

5 提出された意見と市の考え方意見内容

意見内容(1)	「様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない方～」の対象者も留意事項(1)に漏らさず書きこんでほしい。
ご意見に対する市の考え方	【該当箇所】 P.8～9 第2部 第5章 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項 ご意見を踏まえ、下記のようにいたしました。 P.8(1)基本的人権の尊重 感染者やその家族、医療関係者等エッセンシャルワーカー、様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない方、文化や風習等が大きく異なる外国人市民等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等に関連

	<p>した偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。</p>
意見内容(2)	<p>記憶・記録が失われる前に検証委員会を設置するなど行動計画にも「検証期」を盛り込むべき。</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.8～9 第2部 第5章 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応においては、いただいたご意見の通り、記憶や記録が失われる前にその経験を適切に検証し、次なる危機への備えに活かすことの重要性を認識しております。</p> <p>その後の検証活動につきましては、本市単独ではなく、広域的な連携の重要性も踏まえ、県や近隣市町とも協調しながら、効果的な検証のあり方を検討してまいります。</p>
意見内容(3)	<p>感染症対策は人権を制限するものであるので最小限になるよう常に見直しができる組織にすべき</p> <p>「感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者」という書き方では、経済や人権、小児の発達や人々の心理についての専門家は感染症の専門家より下に位置付けられている。医師免許のある者が発言権をもつのではなく、どれも重要な事項であるので多様な分野のエキスパートから対等に意見が取り入れられ議論が尽くされるようにされたい。</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.12～14 第3部 第1章 実施体制</p> <p>対策本部は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、必要に応じて立ち上げます。ご指摘の通り、感染症に関する専門家のみならず、経済、人権、心理、小児発達など、多様な分野の専門家から多角的なご意見をいただきつつ、議論に反映できるよう努めてまいります。</p>
意見内容(4)	<p>記憶・記録が失われる前に検証委員会を設置するなど行動計画にも「検証期」を盛り込むべき。</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.12～14 第3部 第1章 実施体制</p>

	<p>新型コロナウイルス感染症への対応においては、いただいたご意見の通り、記憶や記録が失われる前に、その経験を適切に検証し、次なる危機への備えに活かすことの重要性を認識しております。</p> <p>その後の検証活動につきましては、本市単独ではなく、広域的な連携の重要性も踏まえ、県や近隣市町とも協調しながら、効果的な検証のあり方を検討してまいります。</p>
意見内容(5)	<p>脱字 第2節 初動期 (1)目的 誤 新型インフルエンザ対策室 → 正 新型インフルエンザ等対策室</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.12～14 第3部 第1章 実施体制</p> <p>ご指摘ありがとうございます。 訂正いたしました。</p>
意見内容(6)	<p>「マスク着用等の咳エチケット」ではなく「咳エチケット」としてほしい。</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.19～24 第3部 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <p>「咳エチケット」は基本的な感染症対策であるため、国や県の行動計画に習い、一般的に市民の皆様が「咳エチケット」がイメージしやすいように、「マスク着用等の咳エチケット」と表記しました。</p>
意見内容(7)	<p>対応機22ページのところには「障害特性等によりマスク着用やワクチン接種ができない方」とあるが、マスクやワクチンをしていないのは障がい者だという印象を持たせることになる。県の1-2の方は【様々な事情により】と書かれているので、そちらの方が良い。</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.19～24 第3部 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <p>ご意見を踏まえ、下記のようにいたしました。 P.22 偏見・差別等への対応 感染症に対する偏見・差別等を解消し、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない方、</p>

	文化や風習等が大きく異なる外国人市民等の人権が損なわれることが起こらないよう様々な機会を通じて感染症に関する正しい知識の習得や多様性の理解のための普及啓発を行うとともに、ハラスメント等に関する相談対応に努める。
意見内容(8)	偏見・差別等に関する啓発について担当課は実際に対策の呼びかけを行う際に配慮すべきなので呼びかける課全てが対象に入るべきである。
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.19～24 第3部 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <p>ご指摘のとおり、偏見・差別等に関する啓発は、全ての部署が意識を持って業務にあたるべき重要事項です。行動計画(案)では、市民の皆様への直接的な情報提供や相談対応に深く関わる部署として、重要視し、記載いたしました。いただいたご意見も踏まえ、引き続き全庁的な意識向上に努めてまいります。現行計画の記載は、その意図に基づき、現行のままとしています。</p>
意見内容(9)	「(感染者を忌避したいので)詳細に公開せよ」と言ってくる住民には毅然とした対応をするべき。
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.19～24 第3部 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <p>新型コロナ感染症流行時には、通常、感染者が発生した際には、県が、発症日、年代、性別、居住市町村までの情報を公開していました。それを踏まえて市でも公表していました。</p> <p>今後は、ご意見を踏まえ、差別や偏見を助長するリスクも考慮の上、公表の在り方も検討してまいります。</p>
意見内容(10)	感染対策の【徹底】ではなく「感染状況に応じて、市の各種広報媒体により冷静な対応を呼び掛けるよう啓発する」で充分と考える。
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.19～24 第3部 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <p>「感染対策の徹底」という表現は、感染拡大防止のため、基本的な対策を行っていただく重要性を強調するように記載しました。ご提案いただいた「冷静な対応の呼びかけ」も重要と認識しており、今後もバランスの</p>

	取れた情報発信に努めてまいります。
意見内容(11)	感染症対策において人権尊重を最優先すべきだ。具体的には、偏見・差別を助長するマスク着用への過剰な言及や、法的義務のない対策の「徹底」を避け、個人の選択と判断を尊重するよう求める科学的根拠に基づかない過度な行動制限は人権侵害であり、子どもたちのメンタルヘルスへの影響も考慮すべきだ。
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.26～30 第3部 第6章 まん延防止</p> <p>ご意見のとおり、感染症対策における人権尊重は不可欠です。新型コロナウイルスでは、飛沫・エアロゾルを介して、感染することがわかっていたため、マスク着用だけでなく換気・手洗い等も周知しました。今後も、新たな感染症流行時には、基本的な人権を尊重しつつ、科学的知見に基づき、状況に応じた最適な対策を呼びかけてまいります。子どもたちの心身の健康にも配慮し、適切な情報提供に努めます。</p>
意見内容(12)	特措法第24条第9項に基づく要請 基本的な感染対策に係る要請 の項 ・国や県の行動計画でも「感染対策」と「感染症対策」が混在しているが市の計画内ではどちらかに統一してはどうか。違いがあるのは分らないが、違いを意識して使い分けられていないように思う。
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.26～30 第3部 第6章 まん延防止</p> <p>「感染対策」と「感染症対策」は、対象とする範囲や目的によって、意味合いが異なるように記載しました。 感染対策は手洗いや換気など、病原体の伝播を防ぐ具体的な「手段」に焦点を当てています。一方、感染症対策は、予防、診断、治療、法的措置など、感染症の蔓延防止に向けた体系的な「システム・取り組み全体」を示しております。</p>
意見内容(13)	起こりうる副反応や健康被害の情報や接種しない決定も当然あるということが市職員にも市民にも伝わるようにすべきである。
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.26～30 第3部 第6章 まん延防止</p>

	<p>新たな感染症の発生時には、使用ワクチンの有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について、市職員含め市民に対して、利用可能な情報媒体を積極的に活用し、情報提供してまいります。</p>
意見内容(14)	<p>市の行動計画なので守護をはっきりさせ、「予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、非接種者等からの申請に基づき、市予防接種健康被害調査委員会において医学的な見地からの調査を行い、必要書類をそろえて厚生労働省に進達する。国の疾病・障害認定審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査が行われ、市はその結果に基づき給付を行う」としたほうがよい。</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.31～38 第3部 第7章 ワクチン</p> <p>ご意見を踏まえ、下記のようにいたしました。 P.38 健康被害・副反応への対応 予防接種法に基づく予防接種の健康被害の申請に応じて、予防接種健康被害調査委員会を開催し、申請から国への進達、そして認定後の給付に至るまで、健康被害に関する手続等を円滑に行う。(対策室)</p>
意見内容(15)	<p>(健康被害・副反応への対応 健康被害実態把握) 副反応疑い報告により「(市内の)実態を把握する」とあるが、市で受け付ける健康被害救済申請とも照らし合わせより詳細に実態の把握に努めてほしい。</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.31～38 第3部 第7章 ワクチン</p> <p>市に、予防接種法に基づく予防接種の健康被害の申請があった際には、国に提出されている副反応疑い報告とも照らし合わせ、実態の把握に努めてまいります。</p>
意見内容(16)	<p>副反応について、相談しても制度や書類がわかりにくい、病院が書類を書いてくれないなどワクチン後遺症患者や遺族の方が要望を出し活動している内容についても十分対応してほしい。</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.31～38 第3部 第7章 ワクチン</p>

	<p>予防接種法に基づく副反応や健康被害救済制度の申請に関するご相談には、引き続き担当部署にて丁寧に対応してまいります。</p>
意見内容(17)	<p>起こりうる副反応等デメリットも知ったうえで接種を受けるかどうか判断することであり、義務規定ではないこと、また、その判断により偏見にさらされ差別されることがないように注意して勧奨を行う必要がある。</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.31～38 第3部 第7章 ワクチン</p> <p>P.38 情報提供・共有 上記に、記載しましたように、新たな感染症の発生時には、使用ワクチンの有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について、利用可能な情報媒体を積極的に活用し、情報提供してまいります。</p>
意見内容(18)	<p>「コロナ疑い」としての一律検査強要は、真に必要な医療へのアクセスを妨げた。冷静な自宅療養を促し、安易な検査煽動は改めるべきだ。</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.39～43 第3部 第8章 医療</p> <p>いただいたご意見のとおり、感染症流行時における医療へのアクセス確保は重要な課題であると認識しております。 今後、新たな感染症流行時には、発熱等の症状がある場合の適切な受診方法について、国や県の動向を確認しつつ、市民への丁寧な啓発に努めてまいります。また、平時からの医療提供体制の確保と情報共有の重要性を関係機関と共有し、真に必要な医療が届くよう取り組んでまいります。</p>
意見内容(19)	<p>誤字 誤 駐車上等で診療する場合を含む → 正 駐車場等で診療する場合を含む</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.39～43 第3部 第8章 医療</p>

	<p>ご指摘ありがとうございます。 訂正いたしました。</p>
意見内容(20)	<p>周知・呼び掛けでは、抗ウイルス薬による薬剤耐性ウイルスの発生の恐れがあることも含めるべき。市民・医療機関とも、予防的な投与も含め適応のない者に対し投与を求める事、またその求めに応じて処方する事は慎むべきである。</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.44～45 第3部 第9章 治療薬・治療法</p> <p>周知・呼びかけ内容に関しましては、国や県の方針、最新の科学的知見に基づき、より正確で包括的な情報提供に努めてまいります。特に、薬剤の適正使用については、市民・医療機関双方への啓発を進め、薬剤の適正使用を促進してまいります。</p>
意見内容(21)	<p>コロナではPCR陽性がそのまま感染者とされた(医師と顔を合わせない場合すらあった)。PCRが捉えるのはある瞬間のウイルス遺伝子の有無という「点の情報」にすぎず、感染初期か回復期か、感染性があるかを区別しない。検査陽性は患者の発見でないことには十分注意する必要がある。</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.46～47 第3部 第10章 検査</p> <p>新型コロナウイルス感染症においては、感染のまん延を防ぎ、社会を守るためにも検査が必要であったと県も見解を示しています(参照:「新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)」に対する県の考え方)。新たな感染症における検査についての情報提供にあたっては、国や県の方針等を踏まえ、適切に行ってまいります。</p>
意見内容(22)	<p>脱字 誤 特措法によらない基本的な感染症への移行 → 正 特措法によらない基本的な感染症対策への移行</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>【該当箇所】 P.46～47 第3部 第10章 検査</p> <p>ご指摘ありがとうございます。</p>

	訂正いたしました。
意見内容(23)	保健所の積極的疫学調査でマスク着用が過度に重視され、マスク着用が難しい方が咳エチケットをしても、差別を受けたり、不当に扱われることがあった。医療機関でもマスク未着用で診察拒否される事例が発生し、不利益を被ったこともあった。今後、健康観察や生活支援において、リスクコミュニケーションと情報収集を通じて差別事例を把握し、再発防止に努めるべきだ。
ご意見に対する市の考え方	【該当箇所】 P.48～49 第3部 第11章 保健 マスク着用が困難な方々への差別や不当な扱い、医療機関での診療拒否といった課題に対し、県と連携し、感染症に関する正しい知識の普及啓発、診療に関する情報把握に努め、取り組んでまいります。
意見内容(24)	マスク着用が困難な人々への配慮の欠如、差別的な対応懸念している。マスクが咳エチケットの一つに過ぎず、絶対的なものではないことはない。マスクを全戸に配布するのではなく、希望者に配布するべきだ。
ご意見に対する市の考え方	【該当箇所】 P.50～51 第3部 第12章 物資 P.50 第3節「対応期(2)感染症対策物資等の備蓄状況等の確認」 いただいたご意見を念頭に置き、感染拡大防止策としての設備導入や運用、また備蓄のあり方につきましては、新たな感染症の特性や科学的知見に基づき、その有効性を慎重に検討し、判断してまいります。
意見内容(25)	消毒液の多用による健康被害(化学物質過敏症、手荒れ、誤飲事故など)、も問題である。また、公共の場での手指消毒液の設置も検討が必要だ。さらに、非接触体温計による検温の不正確さを認識し、被検温のシステムの撤去をすべきだ。
ご意見に対する市の考え方	【該当箇所】 P.50～51 第3部 第12章 物資 P.50 第3節「対応期(2)感染症対策物資等の備蓄状況等の確認」 いただいたご意見を念頭に置き、感染拡大防止策としての設備導入や

	運用、また備蓄のあり方につきましては、新たな感染症の特性や科学的知見に基づき、その有効性を慎重に検討し、判断してまいります。
意見内容(26)	感染症対策として空気清浄機や換気扇などの設備導入を検討する際には、その効果、簡便さ、そして持続可能性を慎重に評価すべきだ。特に空気清浄機については、電気代や清掃、フィルター交換といった維持コストや手間を考慮する必要がある。フィルターの清掃や交換が適切に行われない場合、空気清浄機が逆効果になる可能性があり、導入後の維持管理体制を築くことが重要だ。
ご意見に対する市の考え方	【該当箇所】 P.50～51 第3部 第12章 物資 P.50 第3節「対応期(2)感染症対策物資等の備蓄状況等の確認」 いただいたご意見を念頭に置き、感染拡大防止策としての設備導入や運用、また備蓄のあり方につきましては、新たな感染症の特性や科学的知見に基づき、その有効性を慎重に検討し、判断してまいります。
意見内容(27)	人々が恐れるものが、病気ではなく病気を持っていると思われる人にならないよう、発信に工夫をしなくてはいけない。誰でも感染する可能性があり感染源の特定は不可能ということは、対策の呼びかけは「自分が体調を整える事」に注力していくべきである。 また、感染者は加害者ではないことを発信すべきである。
ご意見に対する市の考え方	【該当箇所】 P.52 ~55 第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保 ご意見のとおり、感染症は、誰もが感染する可能性がありますので、市民一人一人の体調を整えることの重要性についても情報提供してまいります。新たな感染症発生時には、自分自身の体調を整えることも含め、新たな感染症性状を踏まえつつ、科学的に有効な対策を呼び掛けてまいります。
意見内容(28)	昨今のm RNAワクチンの使用に関しては私は懸念を抱いています。これだけインフルエンザの流行を防げていない事が十分に効果がない証拠では？と思います。ワクチン一辺倒ではなく身体免疫向上の為の施策に税金の投与をして欲しいです。薬には必ず副作用があります。日頃のストレス軽減身体に良い食事、運動そういった色々な日々の充実が病気を減らせるものだと思います。健康的に過ごせれば勝手に集団免疫も付くと

	<p>思います。現代の意向とは異なった意見を投じること堂々と言いきにくい昨今、この意見が是非今後の施策に活かされることを望んでご意見させていただきます。</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>ご意見のとおり、ワクチンは感染症対策の一環ですが、特定の対策に偏らず、個人の免疫力向上に資する健康的な生活習慣の重要性は、公衆衛生の基本だと感じております。</p> <p>いただきましたご意見は、健康増進や予防医療推進に関する検討において、貴重な視点として参考にさせていただきます。</p>